

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省	○
一一	發行	振替	額最低	払込	發行	用等	振替	の法律項及	發行名稱	件等	財務省令
利	行	行	額面	行金	方法	法	法	の適	行	國債の發行等	國債の發行等
率	格	日	位	金	額額	法	適	そ	拠記	条件等	件等
年	錢	額	平	す	額	の	振	五	五十	額	い
○	面	成	る	の	記	替	募	振	の	以	利
・	金	三	。	整	載	法	振	下	社	九	特
一	額	十	数	又	の	金	替	へ	九	十	利
バ	百	一	倍	は	規	千	機	平	別	二	付
ー	円	年	の	記	定	金	用	、	二	法	回
セ	に	一	金	錄	に	百	「	、	三	會	國
ン	つ	月	額	は	よ	十	振	」	九	株	庫
ト	き	き	に	、	る	千	機	」	十	計	債
	百	十	よ	最	振	四	用	と	三	二	券
	円	五	る	低	替	三	本	う。	三	十	(
	六	十	も	額	口	七	銀	う。)	三	年	)
	五	五	の	面	座	百	行	の	百	法	(
			と	金	簿	七	募	と	六	律	)
						十	集	す	四	平	)
							の	る。	十	成	)
							取	。そ	六	六	)
							扱	の規	十	百	)
								定	五	五	

十 十 十 十  
八 七 六 五

の経過期利子のみ子  
初利子子  
後期利子子  
の二利子子  
第利子子  
の経過期利子子  
の経過期利子子  
の経過期利子子